

安全衛生委員会が指定する制限対象地域（令和4年2月21日～3月6日）

令和4年2月18日現在

— 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人金沢工業大学活動制限指針別紙 —

安全衛生委員会

石川県、富山県、福井県以外の都道府県

制限対象地域

従前のおお3密（密集・密接・密閉）を避ける、マスクの着用、手洗い、換気など、基本的な感染対策が有効です。「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける行動を引き続きお願いします。

1. 教育活動の優先

- 対面授業の実施内容（対象学生・日程等）は、各学校が定めたとおりであり、対面授業を優先した運営をお願いします。

2. 県外へ移動した学生、出張等が許可された教職員

- 制限対象地域へ移動した学生は1週間のキャンパス立ち入りを禁止する。出張等から帰着した教員は、1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での勤務を行う。但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生・教職員は、移動又は出張等の帰着後の1週間の在宅勤務等を除外できる。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

3. 県外からの来訪者等と接触した学生、教職員

- 制限対象地域からの来訪者と接触した学生は、1週間のキャンパス立ち入りを禁止する。同様に教員は、1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での勤務を行う。但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生・教職員は、来訪者との接触後の1週間の在宅勤務等を除外できる。
- 来訪者が居住する地域が発表している行動制限を尊重してください。

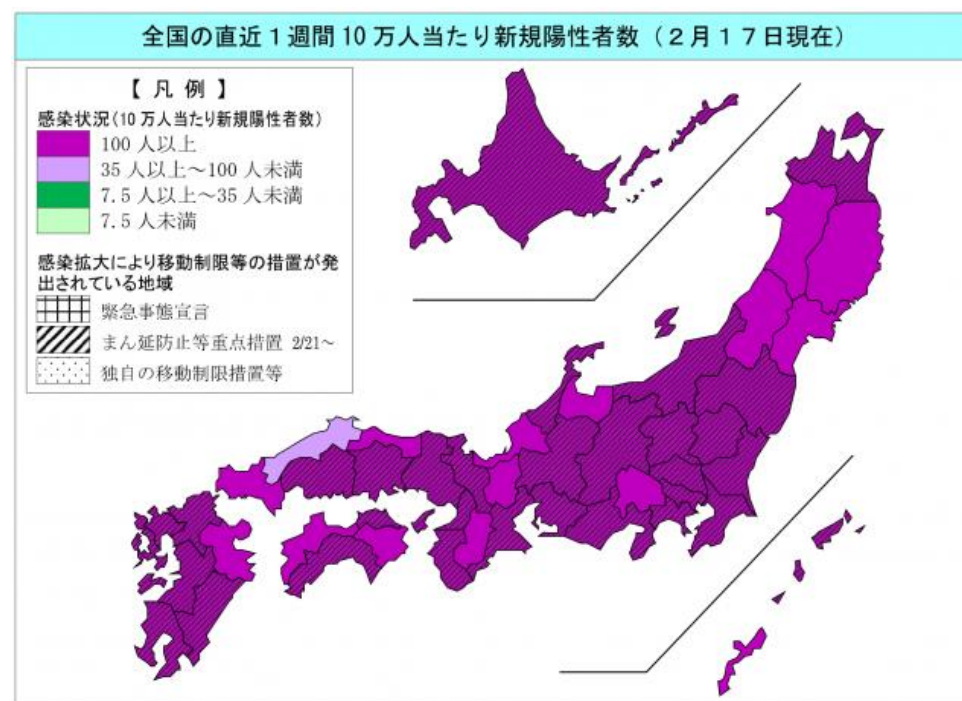
注記1. 学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域以外に限り、事前に申請書（場所、人数、内容、時間等）を提出のうえ許可制のもと実施する。但し、国および県による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などが発出されていない制限対象地域とする。課外活動については、3/6まで学外の活動は原則禁止とし、学内の活動のみ可能とする。但し、他大学等との練習試合を含む取り組みは禁止とする。

注記2. 当該期間に行われる入学試験及び学生募集活動等については別途取り扱う。

政府は「まん延防止等重点措置」が2月20日までとした21道府県のうち山形、島根、山口、大分、沖縄の適用を解除し、2月27日が期限の和歌山県を含めた17道府県での延長を決定しました。先に3月6日までの期限の14都県と合わせた対象は次のとおり。

北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県（～3月6日）

以上から、本委員会は3月6日まで石川県、富山県、福井県以外の都道府県を「制限対象地域」とします。なお、感染状況により現行の「制限対象地域」を見直す場合がありますので、十分注意してください。



【参考】 静岡県作成「全国の直近1週間10万人当たり新規陽性者数」（静岡県HPより）